



池田市公報

第115号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和6年11月1日発行

目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ 池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部を改正する条例	2
○ 池田市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 池田市保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市留守家庭児童会条例等の一部を改正する条例	4
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4
○ 池田市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例	5
<u>規 則</u>	
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
○ 池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 池田市都市公園運動施設等指定管理者選定・評価委員会規則	7
○ 池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則	8
○ 池田市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置の手續等に関する規則	8
○ 池田市保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	9
○ 池田市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則	9
○ 職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則	11
○ 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
○ 池田市立人権文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則	11
<u>訓 令</u>	
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令	12
○ 池田市防犯カメラ設置及び管理運用規程の一部を改正する訓令	12
<u>池田病院</u>	
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	13
○ 市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程	14
<u>教育委員会</u>	
○ 池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則	14

本号には、令和6年7月2日から令和6年10月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、池田病院の規程及び教育委員会の規則を登載しています。

条 例

池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第27号

池田市印鑑条例及び池田市手数料条例の一部を改正する条例

(池田市印鑑条例の一部改正)

第1条 池田市印鑑条例(昭和51年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(手数料)

第17条 印鑑登録証の交付(再交付を含む。)に係る手数料の額は、300円とする。

2 印鑑登録証明書の交付に係る手数料の額は、1件につき300円(第14条第4項の規定による申請に対する交付の場合にあつては、200円)とする。

3 前2項の手数料は、減免しない。

(池田市手数料条例の一部改正)

第2条 池田市手数料条例(昭和51年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機で証明等に係る文書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により証明等に係る文書を交付する場合における手数料については、前項の規定は適用しない。

別表の1の項を次のように改める。

1	(1) 納税に関する証明(次項(1)の証明を除く。) (2) 所得に関する証明 (3) 個人の市民税及び府民税並びに森林環境税の課税に関する証明	1件につき 300円(多機能端末機による場合にあっては、200円)
---	--------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

別表の2の項の中欄を次のように改める。

(1) 市税に未納がないこと又は市税の滞納処分を受けたことがないことに関する証明
(2) 固定資産税及び都市計画税の課税又はその課税に係る固定資産に関する証明

別表の3の項中「市税の申告」を「納付」に改め、「証明」の次に「(租税に係るものを除く。)」を加え、同表の7の項中「300円」の次に「(多機能端末機による場合にあっては、200円)」を加え、同表の21の項中「450円」の次に「(多機能端末機による場合にあっては、350円)」を加え、同表の備考第1項及び第2項を次のように改める。

1 1の項の証明の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 1の項(1)の証明については、税目及び年度ごとに1件とする。ただし、2以上の税目を合わせて賦課徴収するものにあつては、これを1税目とみなす。

(2) 1の項(2)及び(3)の証明については、年度ごとに1件とする。

2 2の項の証明の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 2の項(1)の証明については、1通につき1件とする。

(2) 2の項(2)の証明(固定資産を所有しないことの証明を除く。)については、土地は1筆、家屋は1棟又は1戸をもってそれぞれ1件とし、2件以上の土地について一括し、又は2件以上の家屋について一括して証明する場合は、それぞれ2件目以降の手数料の額は1件につき150円とする。この場合において、これらの取扱いは、年度による事項に関する証明については年度ごとによるものとする。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第28号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「第2号に掲げる寄附金」の次に「、所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうちその信託が終了した場合においてその信託財産が市に帰属するもの」を加え、「若しくは金銭」を削り、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とする。

第30条の3第1項中「支払もの」を「支払者」に改める。

第48条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であつて、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。

第48条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第64条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第81条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「書類（」の次に「以下」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第122条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であつて、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。

第122条第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の2を削る。

附則第13条の2中第17項を第19項とし、第14項から第16項までを2項ずつ繰り下げ、第13項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条の2中第12項を第13項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第64条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第24条の2第1項の改正規定及び附則第5条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第24条の2第1項の規定の適用については、同項中「関連する寄附金」とあるのは、「関連する寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の池田市市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号。次条第2項において「都市再生特別措置法等改正法」という。）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

池田市保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第29号

池田市保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例

池田市保健福祉総合センター条例（平成20年池田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 IT講習会室の項中「IT講習会室」を「講習会室」に改め、同表備考2の表研修室の項中「、2—3」及び「、4—1」を削り、同表多目的室の項中「、4—2」を削り、同表センター作業室の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第1 IT講習会室の項の改正規定は、公布の日から施行する。

池田市留守家庭児童会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第30号

池田市留守家庭児童会条例等の一部を改正する条例

（池田市留守家庭児童会条例の一部改正）

第1条 池田市留守家庭児童会条例（平成16年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「（昭和22年法律第26号）」の次に「第1条」を加え、「小学校又は」を「小学校、」に改め、「前期課程」の次に「又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）」を加える。

第4条中「児童会に入会しようとする者」を「児童を児童会に入会させようとする保護者」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（入会の優先に関する特例）

2 当分の間、第3条第1項に規定する入会資格を有する児童で次に掲げるものを優先的に児童会に入会させるものとする。

(1) 小学校等の第1学年から第4学年までに属する児童

(2) 小学校等の第5学年又は第6学年に属する児童であって、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の小学部に在籍する児童

イ 学校教育法第81条に規定する特別支援学級に在籍する児童

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている児童

エ アからウまでに掲げる児童に準ずる児童として市長が認める児童

（池田市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 池田市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例（平成30年池田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分」を「令和7年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中池田市留守家庭児童会条例第4条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第31号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例（昭和35年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「納期限前7日までに」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 保険料の納付義務者が判断能力が不十分であり、かつ、身寄りが判明しない状態で急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した場合で、当該状態により保険料を納付することができないと認めるときは、当該納付義務者のその状況は前項第4号に該当するものとし、当該納付義務者に係る保険料の徴収猶予の期間は、同項の規定にかかわらず、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年とする。

第28条中「又は第9項」を「若しくは第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第22条第1項及び第2項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の納期限に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の納期限に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第28条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした行為について適用し、施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為については、なお従前の例による。

池田市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第32号

池田市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(池田市建築基準法施行条例の一部改正)

第1条 池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「の選任」を削り、同条第1項中「選任し」を「定め」に改め、同条第3項中「に規定する国の機関の長等が」を「の規定による通知を行う国の機関の長等（法第12条第2項に規定する国の機関の長等をいう。次項において同じ。）が」に、「選任し」を「定め」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定は、法第18条第4項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う国の機関の長等が工事監理者を定め、又は変更した場合について準用する。

別表の2の項中「法第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同表の3の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の4の項中「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表の5の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の57の項中「の法第7条第1項」を「の同項」に、「又は法第18条第16項」を「又は法第18条第20項」に、「が法第18条第16項」を「が同項」に、「の法第18条第16項」を「の同項」に改め、同表の59の項及び65の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

別表の付表3中「第7条の3第2項又は第18条第19項の規定に基づく中間検査の申請」を「第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知」に、「審査」を「検査」に改める。

(池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第2条 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成21年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

(池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第3条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成25年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

(池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部改正)

第4条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例（平成28年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同条第11項の表備考第4項第1号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

規 則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月11日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第56号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年池田市規則第37号）の一部を次のように改正する。
 別表第1の3級の項中「情報化推進員」の次に「地域防災マネージャー」を加える。
 別表第2情報化推進員の項の次に次のように加える。

地域防災マネージャー	3級	65
------------	----	----

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月16日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第57号

池田市都市公園運動施設条例施行規則の一部を改正する規則

池田市都市公園運動施設条例施行規則（平成8年池田市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第3項ただし書中「同項第4号」を「同項第2号」に改める。

第15条第1項第4号中「使用額」を「使用料」に改める。

別表第1五月山体育館の部中「午後10時まで（アリーナ、多目的室及び会議室については午後9時まで）」を「午後9時まで」に改め、「（レストコーナーについては午後10時まで）」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

附属設備等の使用料

ア 五月山体育館

種別		使用単位	使用料の額
アリーナ	体操器具	全種目一式	時間帯区分ごと 2,000円
		1種目一式	時間帯区分ごと 500円
	柔道畳	一式	時間帯区分ごと 300円
	ダンス用床	一式	時間帯区分ごと 2,000円
	バスケットボール用具（ボールを除く。）	一式	時間帯区分ごと 500円
	バレーボール用具（ボールを除く。）	一式	時間帯区分ごと 300円
	ソフトバレーボール用具（ボールを除く。）	一式	時間帯区分ごと 200円
	市民ボール用具（ボールを除く。）	一式	時間帯区分ごと 200円
	ハンドボール用具（ボールを除く。）	一式	時間帯区分ごと 300円
	フットサル用具（ボールを除く。）	一式	時間帯区分ごと 300円
	卓球用具（ラケット及びボールを除く。）	一式	時間帯区分ごと 200円
	バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）	一式	時間帯区分ごと 200円
	得点表示板	1台	時間帯区分ごと 300円
	電光得点表示盤	1台	時間帯区分ごと 300円
	ストップウォッチ	1個	時間帯区分ごと 50円
	フロアシート	全面	時間帯区分ごと 2,000円
		2分の1面	時間帯区分ごと 1,000円
		3分の1面	時間帯区分ごと 700円
	長机	20脚まで	時間帯区分ごと 200円
		20脚を超え10脚までごと	時間帯区分ごと 200円
椅子	20脚まで	時間帯区分ごと 100円	
	20脚を超え10脚までごと	時間帯区分ごと 100円	
吊りもの器具	一式	時間帯区分ごと 400円	
放送音響器具	一式	時間帯区分ごと 500円	
ピンスポットライト	1個	時間帯区分ごと 200円	

	特殊電源	1個	時間帯区分ごと	200円
	冷房設備	—	1時間につき	3,000円
	暖房設備	—	1時間につき	5,000円
多目的室	放送音響器具	一式	1時間につき	100円
	冷房設備	—	1時間につき	600円
	暖房設備	—	1時間につき	1,000円
会議室	放送音響器具	一式	1時間につき	70円
	鏡	—	1時間につき	200円
	冷房設備	—	1時間につき	150円
	暖房設備	—	1時間につき	250円
その他	コインロッカー	1個	1回につき	100円
	貸しロッカー	1個	1年間につき	6,000円

備考

- アリーナの付属設備等（冷房設備、暖房設備及びコインロッカーを除く。以下「体操器具等」という。）の使用に係る時間帯区分は、次のとおりとする。
 - 午前 午前9時から正午まで
 - 午後 午後1時から午後5時まで
 - 夜間 月曜日から土曜日まで（祝日法に規定する休日を除く。）の午後6時から午後9時まで
- 体操器具等は、アリーナの使用が条例別表第1に規定する時間帯区分によらない特例使用であるときは、1時間を使用単位として使用することができる。
- アリーナの長机及び椅子は、多目的室又は会議室においても1時間を使用単位として使用することができる。
- あらかじめ使用を許可されている時間を超過した場合の使用において、当該使用時間に30分以上1時間未満の端数が生じたときはこれを1時間の使用とみなし、30分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、使用料を徴収するものとする。ただし、体操器具等について、同日中の隣り合った2つ以上の時間帯区分にまたがる使用の許可を受けた場合にあっては、当該時間帯区分と時間帯区分との間に存する時間において使用しても、当該時間に係る使用料は、徴収しない。
- 体操器具等の1時間当たりの使用料の額は、それぞれ時間帯区分1区分当たりの使用料の額の3分の1に相当する額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げた額）とする。

イ テニスコート

種別	使用単位	使用料の額
コインロッカー	1回につき	100円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は令和6年10月1日から、別表第1の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

池田市都市公園運動施設等指定管理者選定・評価委員会規則をここに公布する。

令和6年7月16日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第58号

池田市都市公園運動施設等指定管理者選定・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）第15条の規定に基づき、池田市都市公園運動施設等指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる施設（池田市都市公園条例施行規則（昭和39年池田市規則第17号）第10条に規定する公園施設を除く。）の指定管理者の選定及び評価に関することとする。

- 五月山体育館（杉ヶ谷公園その他の周辺施設を含む。）
- テニスコート
- 猪名川運動場
- 五月山緑地第1駐車場
- 猪名川緑地駐車場
- 空港緑地グラウンド
- 池田市立総合スポーツセンター

(組織等)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人以上7人以内とし、その半数以上を学識経験者等の外部の者で構成するものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、前条の所掌事項に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議において委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部生涯学習推進室社会教育課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長の職務を代理する者が存在する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

(池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則の一部改正)

3 池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会規則（平成25年池田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる施設」の次に「（池田市都市公園条例施行規則（昭和39年池田市規則第17号）第10条に規定する公園施設を除く。）」を加え、第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 池田城跡緑道公園

第2条第1項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを削り、同項第11号中「もの」を「施設及び池田市都市公園運動施設等指定管理者選定・評価委員会規則（令和6年池田市規則第58号）第2条第1号から第6号までに掲げる施設」に改め、同号を同項第6号とし、同項第12号を削り、同条第2項を削る。

第6条中「及び教育部生涯学習推進室社会教育課」を削る。

池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月19日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第59号

池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会に対する事務委任等に関する規則（昭和32年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「都市公園の運動施設」を「五月山体育館（杉ヶ谷公園その他の周辺施設を含む。）、テニスコート及び猪名川運動場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置の手続等に関する規則をここに公布する。

令和6年7月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第60号

池田市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置の手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の18第1項の規定による同項に規

定する家庭支援事業（本市が実施するものに限る。以下「家庭支援事業」という。）の利用の勧奨（以下「利用勧奨」という。）及び同条第2項の規定による家庭支援事業による支援の提供（以下「措置」という。）の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用勧奨の手續）

第2条 利用勧奨は、池田市家庭支援事業利用通知書（様式第1号）により行うものとする。

（措置の手續）

第3条 市長は、措置の実施を決定したときは、池田市家庭支援事業措置決定通知書（様式第2号）により当該決定に係る者に通知するとともに、当該措置に係る家庭支援事業の実施機関（当該家庭支援事業を事業者に委託して実施する場合は、当該事業者。以下同じ。）に対する必要な情報の提供について当該決定に係る者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の同意を得たときは、当該措置の実施について池田市家庭支援事業措置通知書（様式第3号）により当該措置に係る家庭支援事業の実施機関に通知するものとする。

3 市長は、措置の解除を決定したときは、当該決定に係る者については池田市家庭支援事業措置解除決定通知書（様式第4号）により、当該措置に係る家庭支援事業の実施機関については池田市家庭支援事業措置解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（措置に係る費用負担）

第4条 市長は、措置に関し市が支弁した費用について法第56条第2項の規定による徴収はしない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（様式 略）

池田市保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第61号

池田市保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市保健福祉総合センター条例施行規則（平成21年池田市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「池田市保健福祉総合センター指定管理申請書」を「池田市保健福祉総合センター指定管理者指定申請書」に改める。

第6条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第11条第1項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第13条第1項第3号中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

様式第4号、様式第5号及び様式第7号から様式第9号までの規定中「IT講習会室 □」を「講習会室 □」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第62号

池田市建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

（池田市建築基準法施行細則の一部改正）

第1条 池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「の選任」を削り、同条中「をしようとする者」を削り、「選任する」を「定めた」に、「を、工事監理者を変更する」を「、工事監理者を変更した」に、「を市長に提出しなければ」を「により行わなければ」に改める。

第7条第1項中「第18条第16項又は第19項」を「第18条第20項又は第28項」に改め、同条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

（池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年池田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

第6条中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第7条第3項中「第18条第14項の規定により」を「第18条第15項の規定により」に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」に改める。

様式第2号中「池田市長 様」を「(宛先) 池田市長」に、「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

様式第3号中 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」に、

「池田市長 様」を「(宛先) 池田市長」に改める。

様式第7号を次のように改める。

(様式 略)

(池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年池田市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

第4条中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

第5条第3項中「第18条第14項の規定により」を「第18条第15項の規定により」に、「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」に改め、同条第4項中「第18条第14項の規定により」を「第18条第15項の規定により」に、「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうか決定することができない旨の通知書」を「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうか決定することができない旨の通知書」に改める。

様式第2号中「池田市長 様」を「(宛先) 池田市長」に、「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

様式第3号中 「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を 「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」に、

「池田市長 様」を「(宛先) 池田市長」に改める。

様式第4号中 「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうか決定することができない旨の通知書」を 「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうか決定することができない旨の通知書」に、

「池田市長 様」を「(宛先) 池田市長」に改める。

(池田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 池田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成27年池田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

(池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成28年池田市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

第10条第4項中「第18条第14項に」を「第18条第15項の規定に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」に改め、同条第5項中「第18条第14項に」を「第18条第15項の規定に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」に改める。

様式第8号中 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合しない旨の通知書」を 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書」に改める。

様式第9号中 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」に、

「同法第18条第14項」を「同法第18条第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第63号

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（令和2年池田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、「対する」の次に「第1項及び」を加え、「同項中「を除く」とあるのは「に限る」と、」を「第1項中」に、「同項ただし書」を「前項」に改め、「条件付採用の期間の開始後」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、条件付採用の期間中の職員について能力の実証が十分でない認められる場合その他正式採用になるための勤務成績を適正に評価することが困難であると認められる場合は、その条件付採用の期間を延長するものとする。
- 3 前2項の場合において、条件付採用の期間は、1年を超えることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第64号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による」を削り、「国民健康保険の」の次に「被保険者の」を加え、「国民健康保険関係情報」を「国民健康保険資格関係情報」に、「昭和25年池田市条例第22号」を「平成17年池田市条例第22号」に改め、「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表の3の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表の4の項中「交付に関する情報、国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加え、「国民健康保険料」を「保険料」に、「国民健康保険法第76条の4」を「同法第76条の4」に、「後期高齢者医療保険料」を「保険料」に、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条」を「同法第110条」に、「介護保険法第136条第1項」を「同法第136条第1項」に改め、同表の6の項中「国民健康保険関係情報」を「国民健康保険資格関係情報」に改め、同表の9の項中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削り、「国民健康保険関係情報」を「国民健康保険資格関係情報」に改め、同表の12の項中「国民健康保険関係情報」を「国民健康保険資格関係情報」に改め、同表の13の項中「生活保護関係情報」の次に「、国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）」を加え、同表の14の項中「児童扶養手当関係情報」の次に「、国民健康保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療保険給付関係情報」という。）」を加え、「（平成6年池田市条例第5号）」を削り、同表の15の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」の次に「、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療保険給付関係情報」を加え、同表の16の項中「（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」及び「若しくは同法附則第2条第1項に規定する特例給付」を削り、「国民健康保険関係情報」を「国民健康保険資格関係情報」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

池田市立人権文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第65号

池田市立人権文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立人権文化交流センター条例施行規則（昭和48年池田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第5条第2号中「休日」の次に「（土曜日を除く。）」を加え、同条第3号中「前号」を「前2号」に改める。

第6条の見出し中「申込」を「許可」に改め、同条第1項中「7日前」を「属する月の2か月前の月の初日」に、「その日前」を「その日後」に改め、「日」の次に「から使用しようとする日」を加え、「池田市立人権文化交流センター使用許可願」を「池田市立人権文化交流センター使用許可申請書兼同意書」に、「提出し、許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第2

項中「に規定する提出」を「の規定による申請」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(使用の取下げ)

第7条 センターの会議室等の使用の許可を受けた者は、その使用を取りやめようとするときは、池田市立人権文化交流センター使用取下げ届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

別表中「第5条」を「第4条」に改め、同表1階の項中「談話コーナー」の次に「健康相談室」を加え、同表2階の項中「2階会議室」の次に「図書室兼資料室」を加える。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(様式 略)

様式第3号中「第7条」を「第6条」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第6条の改正規定(「池田市立人権文化交流センター使用許可願」を「池田市立人権文化交流センター使用許可申請書兼同意書」に改める部分を除く。)並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式第1号(以下「旧申請様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式第1号(以下「新申請様式」という。)により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧申請様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新申請様式による書類として使用することができる。
- 4 この規則の施行の日以後の日における池田市立人権文化交流センターの会議室等の使用に係る許可についてこの規則による改正前の様式第2号により交付した書類は、この規則による改正後の様式第2号により交付した書類とみなす。

訓 令

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和6年8月1日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第2号

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程(昭和28年池田市規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「執務管理」を「執務の管理」に改め、同条第2項中「執務状況を監督し、出退勤システムによる確認(タイムレコーダーを設置していない職場の職員にあつては、別紙様式1への当該職員の出勤状況の確認)を行い、当日午前9時30分までに所管部長に報告しなければ」を「執務の状況を監督しなければ」に改め、同条第3項ただし書を削る。

別紙様式1及び別紙様式2を削る。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

池田市防犯カメラ設置及び管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和6年8月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市訓令第3号

池田市防犯カメラ設置及び管理運用規程の一部を改正する訓令

池田市防犯カメラ設置及び管理運用規程(平成22年池田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号及び第4号を削る。

附 則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年10月1日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第5号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「又は賃金」を削る。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第10条の2関係）

職種	時間額	日額	月額
薬剤師	2,000円	15,500円	260,000円
	—	—	274,000円
	—	—	280,000円
管理栄養士	1,560円	12,100円	238,000円
	—	—	263,000円
診療放射線技師	1,840円	14,300円	260,000円
	—	—	296,000円
	—	—	330,000円
臨床検査技師	1,600円	12,400円	250,000円
	—	—	267,000円
	—	—	278,000円
健診センター検査技師	1,660円	12,900円	—
臨床工学技士	1,600円	12,400円	250,000円
	—	—	267,000円
	—	—	278,000円
視能訓練士	1,600円	12,400円	222,000円
	—	—	300,000円
言語聴覚士	1,720円	13,400円	—
診療情報管理士	1,400円	10,900円	203,000円
	—	—	315,400円
医療ソーシャルワーカー	1,540円	12,000円	223,000円
	—	—	258,000円
歯科衛生士	1,530円	11,900円	203,000円
	—	—	263,000円
助産師	1,850円	14,400円	268,300円
	—	—	288,000円
	—	—	300,000円
看護師	1,760円	13,700円	255,200円
	1,850円	14,400円	268,300円
	—	—	298,000円
看護師（採血専従）	1,600円	12,400円	232,000円
准看護師	1,600円	12,400円	232,000円
	1,760円	13,700円	255,200円
事務	1,140円	8,900円	170,000円
	—	—	177,000円
	—	—	180,000円
	—	—	200,000円
	—	—	217,000円
	—	—	220,000円

	—	—	240,000円
地域医療連携医療相談員	1,200円	9,300円	173,000円
	—	—	193,000円
	—	—	215,000円
医師事務作業補助	1,150円	9,000円	173,000円
	—	—	183,000円
	—	—	200,000円
社会保険労務士	1,380円	—	—
看護補助者（介助あり）	1,350円	10,500円	189,000円
看護補助者（介助なし）	1,120円	8,700円	—
技能員	1,130円	8,800円	—

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年10月1日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第6号

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「研修」を「検収」に改める。

第12条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 課長が専決する事項について、課長が不在のときは、主幹が、主幹をおかない場合にあっては、課長があらかじめ指定した者がその事務を代決することができる。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教 育 委 員 会

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月16日

池田市教育委員会 教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第8号

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立総合スポーツセンター条例施行規則（昭和52年池田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第3条第2号中「池田市総合スポーツセンター」を「池田市立総合スポーツセンター」に改める。

第5条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加える。

第11条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項ただし書中「同項第3号、第4号又は第5号」を「同項第2号、第3号又は第4号」に改める。

第12条第1項第5号中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

第14条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第15条中「および」を「及び」に改める。

第16条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「および」を「及び」に改め、同条第1号及び第2号中「または」を「又は」に改め、同条第3号中「受けない」を「受けていない」に、「および」を「並びに」に、「、備品」を「及び備品」に改め、同条第5号中「および」を「及び」に、「、原状回復」を「及び原状回復」に改める。

第17条中「および」を「及び」に改める。

第18条中「より」を「から」に改める。

第19条ただし書中「又は」を「、又は」に改める。

第20条第2項中「または」を「又は」に改める。

第21条第3項中「公職または」を「公職又は」に、「委嘱または」を「委嘱され、又は」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。